

(平成22年12月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和 40 年 12 月 1 日から 41 年 1 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 事業所における資格喪失日に係る記録を 41 年 1 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 1 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 12 月 15 日から 40 年 7 月 1 日まで
② 昭和 40 年 12 月 1 日から 41 年 1 月 1 日まで

ねんきん特別便を確認したところ、厚生年金保険の加入期間について漏れていた期間があったので、社会保険業務センター(当時)に照会したところ、加入記録が無いとの回答を得た。

退職時に事業所が発行した書類のとおり、昭和 39 年 12 月 15 日から平成 17 年 3 月 31 日まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所の人事記録から、申立人は、同事業所に昭和 39 年 12 月 15 日に定数外臨時職員の準職員として採用され、平成 17 年 3 月 31 日に退職するまで継続して勤務していたことが確認できる上、申立人が所持していた退職時の資料によると退職金算定の基礎となる勤続期間は、当該期間と一致している。

また、申立期間②に係るオンライン記録によると、申立人は、A 事業所において昭和 40 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 12 月 1 日に資格を喪失後、41 年 1 月 1 日に共済組合員の資格を取得していることが確認できるが、申立期間当時、A 事業所で臨時職員の採用事務を担当していた者に照会したところ、「一般的には、厚生年金保険から共済組合に変

わるときは、未加入期間が生じることは無いと思う。」と供述している上、オンライン記録によると、39年12月15日から41年1月1日までの期間に、同事業所において厚生年金保険の被保険者の資格を取得し、資格の喪失後に共済組合において組合員の資格を取得している者は、申立人を含め39名確認できるところ、申立人以外の38名は、厚生年金保険の被保険者の資格喪失日と同日に共済組合員の資格を取得している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和40年12月1日から41年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和40年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所は、「当時の資料が残っていないため不明。」としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、当時、準職員として勤務していた複数の者に照会したところ、「準職員として採用された1年後に厚生年金保険に加入している。」、「準職員として勤務したが、厚生年金保険の加入記録から判断すると、勤務期間のうち未加入期間があることとなる。」と供述していることから、当時の事業主は、準職員として勤務していた者を採用後すぐに厚生年金保険に加入させていた状況にはなかったことがうかがえる。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿における番号払出日に不自然な点は見当たらない。

なお、申立期間①に係る準職員の厚生年金保険の加入の取扱い等についてA事業所に照会したところ、「現在、準職員という身分は無く、当時の準職員の厚生年金保険への加入取扱基準は不明である。」との回答を得ている。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和49年3月31日）及び資格取得日（昭和49年8月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和49年3月から同年6月までの期間は6万円、同年7月は7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月31日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

昭和48年7月1日から平成16年3月31日までA社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和48年7月1日に厚生年金保険の資格を取得し、49年3月31日に資格を喪失後、同年8月1日に同社において資格を再取得しており、同年3月から同年7月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立期間当時役員であった者は、「申立人は入社以来、正社員として、退職するまで異動や長期入院などは無く継続して勤務していた。」と供述している上、複数の同僚も、「申立人は、異動することなく継続して勤務していた。」と供述していることから、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、オンライン記録によると、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、申立期間当時の役員に照会したところ、「月給制で厚生年金保険料は毎月徴収しており、

なぜ申立人の加入記録の一部が無いのか、思い当たらない。」と回答しており、申立期間当時の経理関係書類を整理したとする後任の経理担当者も、「厚生年金保険関係の資料等は全て処分したが、申立人は、厚生年金保険料を毎月給与から控除されていた。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年3月から同年6月までの期間は、申立期間前後の社会保険事務所の記録から6万円、また、同年7月は、A社の大部分の被保険者が同年7月1日の随時改定により標準報酬月額の等級が2級から4級上がっていることが確認できることから、申立人の被保険者資格再取得時の社会保険事務所の記録から7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡していることから聴取できないため不明であるものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所にこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和49年3月から同年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を納付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年8月31日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和19年8月31日）及び資格取得日（昭和19年9月1日）を取り消し、同年8月の標準報酬月額を100円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和19年8月31日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和19年12月8日から20年1月31日までの期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社B事業所における被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和19年12月8日）及び資格取得日（昭和20年1月31日）を取り消すことが必要である。

なお、昭和19年12月の標準報酬月額については、110円とすることが妥当である。

また、厚生年金保険被保険者資格の種別については、昭和19年8月は第3種、同年12月は第1種とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年8月31日から同年9月1日まで
② 昭和19年9月1日から同年12月8日まで
③ 昭和19年12月8日から20年1月31日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社B事業所に勤務した期間のうち、申立期間①及び③の加入記録が無い旨の回答を受け、申立期間②については種別が違っていた。

昭和17年6月1日から47年6月27日まで一貫してC職として勤務していたので、申立期間①及び③の厚生年金保険被保険者期間及び申立期間②の種別を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、厚生労働省社会・援護局業務課が保管する旧海軍の履歴原表から、申立人は、昭和18年11月1日に海軍に召集され、20年11月25日に召集解除されたことが確認できるが、社会保険事務所の記録によると、申立人は17年6月1日に被保険者資格を取得し、19年8月31日に被保険者資格を喪失後、同年9月1日に被保険者資格を再取得している。

しかしながら、オンライン記録により、当該資格喪失時期において多数の資格喪失者が確認できるところ、A社B事業所によると同時期は国の転換命令に基づき他県の炭鉱への転勤が行われているが、複数の同僚について厚生年金保険の記録が継続していることが確認できることから、申立人の被保険者資格を喪失させることは不自然であり、召集期間においても被保険者としての資格を有していたと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社B事業所に在籍し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同職種の同僚の標準報酬月額が100円であることから、100円とすることが妥当である。

さらに、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の種別については、第3種とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「当時の資料が無く、保険料を納付したかどうかは不明。」としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所にこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和19年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③については、厚生労働省社会・援護局業務課が保管する旧海軍の履歴原表から、申立人は、昭和18年11月1日に海軍に召集され、20年11月25日に召集解除されたことが確認できるが、社会保険事務所の記録によると、申立人は19年12月8日に被保険者資格を喪失し、20年1月31日に被保険者資格を取得している。

しかしながら、当該資格喪失日は海軍に召集されていた期間であるため、当該日に被保険者としての資格を喪失していたとは考え難いことから、申立人は召集期間においても被保険者としての資格を有していたと認められる。

また、当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、

その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が海軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられることから、申立人の資格喪失日（昭和19年12月8日）及び資格取得日（昭和20年1月31日）に係る記録を取り消すことが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同職種の同僚の標準報酬月額が110円であることから、110円とすることが妥当である。

さらに、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の種別については、第1種とすることが必要である。

申立期間②について、申立人は、種別の訂正を申し立てているが、当該期間は海軍に召集されており、当該事業所での業務には従事しておらず、また、申立期間のうち昭和19年10月1日から同年12月8日までの期間は、当時の厚生年金保険法第59条の2により被保険者及び事業主共に厚生年金保険料が全額免除されていた期間であることを踏まえると、その主張する種別に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは不自然であることから、申立期間について坑内員（第3種被保険者）であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 5 月 1 日から 43 年 2 月 1 日まで
② 昭和 43 年 4 月 1 日から 46 年 9 月 1 日まで
③ 昭和 46 年 6 月 1 日から 47 年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、申立期間について脱退手当金が支給済みであるとの回答を得た。

A社B支社には社員として勤務した覚えは無く、給与を支給された記憶も無い。同社を退職したことになる日には、既に夫の転勤で転居しており、脱退手当金を請求した覚えも受給した覚えも無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

請求期間の最終事業所での厚生年金保険加入期間は脱退手当金の請求要件である 24 か月に満たない 15 か月であるとともに、当該事業所の被保険者原票中、申立人の整理番号の前後で管理されていて脱退手当金の受給要件を満たす女性被保険者 40 名のうち、脱退手当金を受給している者は 2 名と少なく、事業主による代理請求が行われていたとは考え難い。

また、申立人は最終事業所に社員として勤務した覚えが無く、申立期間②の事業所を退職した後、当時の夫の転勤で転居しており、最終事業所での被保険者資格をいつ喪失したのかも知らないとし立てているところ、当時の夫の勤務先からは当該異動の発令日が昭和 46 年 9 月 16 日であるとの回答を得ていることから、申立内容に不自然さは無く、申立人がその当時脱退手当金の請求手続に関与することは考え難い上、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と 1,887 円相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 8 月から 51 年 10 月まで
② 昭和 51 年 10 月から 52 年 4 月まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

A社（申立期間①）及びB社（申立期間②）にそれぞれ勤務していたので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に勤務していたとしているが、同社はオンライン記録では厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人は、申立期間当時の申立事業所の所在地や事業主、同僚等の氏名及び厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無いことから、申立人の勤務状況等について確認することができない。

さらに、雇用保険の記録においても、申立期間の申立事業所に係る加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、オンライン記録によると、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているところ、元事業主の長男から、「当社は10年ほど前に廃業しており、当時の記録・資料も無く、経営者だった父も亡くなっていることから、申立人が勤めていたかどうかは不明である。」との回答を得ており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料

の控除について確認することができない。

また、申立期間に加入記録がある元事業主とその妻は既に亡くなっているため、申立期間の前後に加入記録のある複数の被保険者に照会したところ、「当時は、あまり長続きせずに辞める人が多かったので、3か月から半年くらいはアルバイトや見習期間として様子を見て、仕事を続けそうであれば厚生年金保険に加入させていたと思う。」、「厚生年金保険には、入社後一定期間経過してから加入していた。」との回答を得ている。

さらに、雇用保険の記録においても、申立期間の申立事業所に係る加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。